

## 社会福祉法人 静岡市婦人社会事業協会の役員に対する報酬規程等

### (目的)

第1条 この規程は、定款第8条並びに第21条の規定により設置された社会福祉法人 静岡市婦人社会事業協会の評議員、理事及び監事(以下「役員」という。)に対して支給する報酬の支給方法等に定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員が定款第8条並びに第21条に規定する評議員会、理事会、理事長が必要と認める会議及び研修、打ち合わせ等に参加した場合の報酬は、日額3,093円を支給する。

### (支払方法)

第3条 報酬の支払日は、当日払いとする。

### (弔慰金)

第4条 法人の役員及び評議員の弔事に対しては、次のとおり弔慰金を支給する。

(1) 役員及び評議員 10,000円

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月29日から施行する。